

(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針(素案)に対するパブリックコメント募集結果

6人の方から、19件の意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
I-2 現状と課題			
1	「これまでの『国際交流』『国際協力』といった視点から、『多文化共生』に視点を移し、新たな課題やニーズをとらえた取組を進めていく必要があります。」としたことについて、高く評価する。	1	[すでに盛り込み済み] P3 の「2 現状と課題」に記載のとおり、外国人の更なる定住化が見込まれる中で、観光客や一時的滞在者としてのみならず、地域の生活者・住民として外国籍住民を総合的に支援するとともに、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みの構築が地方自治体の役割として求められつつありますことから、新たな課題やニーズを捉えた多文化共生施策に取り組んでまいります。
II-2 「外国人生活実態アンケート調査」の概要			
2	2022年8月実施「外国人生活実態アンケート調査」結果は、大変低い解答率だと感じる。外国籍住民の生の声が直接届けられる場所を設定するなど工夫をしてほしい。	1	[意見を参考とする] 2022(令和4)年度に本市で初めて実施した「外国人生活実態アンケート調査」は、10言語で対応したものの、回答率は11.9%となりましたが、回答数は1,059件と一定数の外国籍住民のご意見をいただけたものと認識しております。 さらに、本指針の策定にあたりましては、市が直接、外国籍住民(留学生、外国人労働者、保育所に通う子どもの保護者、地域住民等)への個別ヒアリングを実施したほか、2024(令和6)年度には、外国人を雇用する事業者と外国人労働者の皆様と市長との車座集會にて意見をうかがいました。
3	アンケートの返却率がとても低いことが気になる。 発送しただけでは読めないの で、地域の民生委員、児童相談員、老人会などの地域の方が尋ねていくのはどうか。	1	今後も、様々な機会や手法により、より多くの皆様のご意見をいただけるよう努めてまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
4	<p>教職員の多文化共生研修の充実や児童生徒への日本語指導サポート対応の実現に向けた予算措置を講じてほしい。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>教職員が日本語指導の必要な児童等への適切な支援について学ぶとともに、学校園での指導体制が確立できるよう研修を充実させてまいります。</p> <p>なお、外国人児童生徒の学習支援の充実を目指し、多文化共生支援員の拡充、携帯型翻訳機器の各学校配備や母語を同時変換する翻訳ツールの一人1台端末への導入に予算措置を行い、支援の充実に取り組んでまいります。</p>
5	<p>ニューカマーと言われる人たちの教育も深刻である。</p> <p>学校現場の問題、本人を取り巻く家族の問題、日本語の問題などさまざまなことが想定されるが、現場の学校、保育所にはもっと支援が必要だと思う。実際、子どもも保護者も困難を抱えていると思うので、生活の中でも言語の問題を助けるためのサポーターが必要である。</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>同じ国にルーツをもつニューカマーといわれる保護者や子どもであっても、一人ひとりの状況の違いに応じて、その一人ひとりに合わせた支援が必要と考えております。</p> <p>保育所においては、低年齢からの入所も多く周囲の子どもたちも同様に言葉や生活習慣等の獲得に向かう時期であることから、個別の状況を意識した保育を展開しております。</p> <p>また、学校においてはP14の「ア 学校園等における日本語指導・学習支援」に記載のとおり、多文化共生支援員等の派遣と同時に、日本語指導の充実や翻訳ツール等を活用した学習支援に取り組んでまいります。</p> <p>加えて、生活における日本語学習については、P14の「イ 地域における日本語教育・学習支援」に記載のとおり、子どもをはじめとする様々な外国籍住民が日本語教室に参加しやすくなるような手法を工夫するなど、関係機関等と連携し、日本語教育・学習支援に取り組んでまいります。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
6	<p>教職員向け研修について、教職員の方が外国籍など新たな価値観をもつ子どもたちとふれあう最前線かと思うので、ぜひ研修を充実させてほしい。</p> <p>その一方で、教職員はすでに様々な研修や業務量が多く、生活が圧迫されているので、抜本的に学校にかかわる人員を増やすことで、すでにある業務量を減らし、教職員の幸せ、ひいては子どもたちの笑顔へつなげてほしい。</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>P13 の「ア 学校園等における多文化共生教育の推進」の〈取り組むべき事項〉に記載のとおり、教職員が日本語指導の必要な児童等への適切な支援について学ぶ機会を充実させてまいります。</p> <p>また、学級担任や担当者といった特定の教職員だけが支援を行うのではなく、学校園全体で組織的に支援を行う体制が確立できるよう、体系的かつ効果的な研修に取り組んでまいります。</p>
7	<p>(仮称)多文化共生教育推進指針の策定を早急に進めてほしい。</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>P13 の「ア 多文化共生に向けた意識づくり」の〈取り組むべき事項〉に記載のとおり、外国人幼児児童生徒に係る教育の方向性を示すことができるよう、令和7年度から(仮称)尼崎市多文化共生教育推進指針の策定作業を進めてまいります。</p>
Ⅲ-4-(1)-イ 地域における多文化共生に向けた啓発の推進			
8	<p>生涯学習プラザを居場所として活用するなど、外国人と交流する場が恒常的に設けられるといいと思う。</p> <p>日本人社会の中ではまだまだ外国人に対する偏見を持っている人がたくさんいるが、日本人社会にも、広く外国人との共生を考える空気が育って行けばいいと思う。</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>P13 の「イ 地域における多文化共生に向けた啓発の推進」に記載のとおり、現在、各地域では、国籍(民族)を問わず互いに交流を促進するイベントが地域発意で実施されるなど、外国籍住民と触れ合う機会が少しずつ増えてきました。しかし、外国籍住民と地域住民が直接に触れ合う機会はまだまだ少なく、互いに歴史や文化、生活習慣、価値観の違いを十分に理解しているとは言えない状況です。</p> <p>こうしたことから、引き続き、外国籍住民と地域住民の相互理解を促進し、外国籍住民が地域社会に溶け込みやすい環境を整えるなど、地域で多文化共生に関する理解が促進されるよう努めてまいります。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
Ⅲ-4-(2)-イ 地域における日本語教育・学習支援			
9	<p>日本語学習支援は多文化共生の大きな柱であり、日本語学習支援はそれ自体が多文化共生につながることだと思う。</p> <p>尼崎の各地域には日本語学習を支援している人たちが大勢おられると思うが、このような活動にも注目し多文化共生の事業の一つとして評価し、支援してほしい。</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>P14 の「イ 地域における日本語教育・学習支援」に記載のとおり、本市の日本語教室においては、その多くが地域の日本語ボランティアによって運営されており、外国籍住民同士の情報交換のほか、日本人との相互理解の醸成にも重要な役割を果たしていると認識しております。</p> <p>そうしたことから、指針に基づき、引き続き、日本語ボランティアに対する研修や、日本語ボランティア同士の相互のネットワーク強化を図るほか、子どもをはじめとする様々な外国籍住民が教室に参加しやすくなるような手法を工夫するなど、関係機関等と連携し、日本語教育・学習支援に取り組んでまいります。</p>
10	<p>国際交流協会等の市内の日本語支援教室の活動を相互(横断的)に情報交換し、連携を推進する窓口設置が必要である。</p>	1	<p>そうしたことから、指針に基づき、引き続き、日本語ボランティアに対する研修や、日本語ボランティア同士の相互のネットワーク強化を図るほか、子どもをはじめとする様々な外国籍住民が教室に参加しやすくなるような手法を工夫するなど、関係機関等と連携し、日本語教育・学習支援に取り組んでまいります。</p>
Ⅲ-4-(3)-ア 情報の円滑な取得・利用、暮らしやすい環境の創出			
11	<p>多様性といっても育った国・環境で考え方全く違うため、一部犯罪を犯す外国人が尼崎市に多く暮らす事を前提に考えているなら、治安面等への影響がないようにしてほしい。</p> <p>日本の法律、ルールを守れない外国人の方とは市内で一緒に暮らしたくない。</p> <p>就労外国人は良いが、犯罪を犯したら即国外退去できる仕組みも同時に作ってほしい。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>企業の働き手が不足している中、国による入国管理政策の見直し等により、近年、全国的に外国籍住民が増加しており、本市も例外ではありません。</p> <p>外国籍住民には、言語や文化等の違いだけでなく、日本の生活ルールやマナーを知らない方もおられ、その後の生活の中で、誤解や偏見、トラブルが起きないように、本市では、17 言語対応の「尼崎市外国人のための生活マナーガイド」を作成し、周知・啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、外国籍住民が罪を犯した場合の処遇については、警察や出入国在留管理庁等の権限において、適正な処置がなされるべきものと認識しております。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
Ⅲ-4-(4)-イ アイデンティティの尊重			
12	「外国にルーツを持つ児童生徒が母語(母国語)・母文化を学ぶ機会を持つ」ことの意義を認める、とし、従来の民族学校への支援も含めて、その推進を明示したことを、高く評価する。	1	[意見を反映した(修正)] P16の「イ アイデンティティの尊重」に記載のとおり、外国にルーツを持つ児童生徒等が母語(母国語)・母文化を学ぶ機会を持つことは、自らのアイデンティティの確立に重要な役割を果たし、自覚や誇りを持つことにつながることから、本市では、これまでから歴史的経緯も踏まえ、母語(母国語)・母文化の教育を行う民族学校への支援に取り組んできました。引き続き、こうした母語(母国語)・母文化に触れることができるような環境構築への理解と支援に努めてまいります。
13	在日朝鮮人の民族学校についてはもっと支援すべきである。保護者のアンケートから聞こえてくることは悲鳴である。(一番は財政問題である。「(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針」では、オールドカマーに対する記述も盛り込んでほしい。) 尼崎市としても援助をしたらいいのではないか。	1	また、「指針でオールドカマーに対する記述も盛り込んでほしい。」というご意見を踏まえ、本名(民族名)を名乗ることは、アイデンティティの確立に寄与することから、本名を名乗れる環境づくりに関する記載について、「Ⅲ-4-(4)-ウ」での記載を改め、「Ⅲ-4-(4)-イ」に記載することとします。
Ⅲ-4-(4)-ウ 差別・偏見の解消			
14	この項全体として、近年世界的にも問題となっている排外主義の動きに対する危機感が希薄ではないか。 排外主義は、異文化への即自的な嫌悪の気持ちや差別意識を基礎に、それを煽り立てることによって社会運動へと発展したとき、社会に大きな害悪をもたらし、このことに対する危機感は、いくら強調しても強調しすぎることはない。 ヘイトスピーチなど、排外主義的感情を煽る言動に対しては、可能な限りの厳しい規制を加えることが必要だと思う。	1	[意見を参考とする] 現在、本市におきましては、外国籍住民と地域住民が直接に触れ合う機会はまだまだ少なく、互いに歴史や文化、生活習慣、価値観の違いを十分に理解しているとは言えず、外国人であることを理由とした差別・偏見が未だ存在している状況です。 知らないことや、理解できないことによって、誤解や偏見につながることはないよう、まずは外国籍住民と地域住民の相互理解を促進するとともに、差別や偏見を許さない環境づくりに向けて、一人ひとりが改めて人権意識を深め、学び続けることをめざした啓発に努める必要があると考えております。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
Ⅲ-4-(5)-ア 働きやすい環境の創出			
15	<p>技能実習制度から育成就労制度への移行による変化が、どういう機序で、外国人労働者の確保と定着に影響するのかについて、文脈上明らかではない。ここがはっきり認識されないと策を誤りかねると思う。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>育成就労制度は、少子高齢化により、労働力の確保が困難となっている日本において、定住も視野に入れた外国人労働者の育成・定着を目的に国によって創設された制度であり、「技能の習得」や「日本語能力の向上」が重視され、雇用する外国人労働者の教育・研修の充実を企業側に求めることとされています。</p> <p>このたびの制度移行に伴う影響については、今後の雇用情勢等により変化することも考えられるため、本指針では言及しておりませんが、今後ともこれらの法改正の趣旨を十分に踏まえたうえで、事業所や関係団体との意見交換を行いながら、その影響への対応や移行のための適切な支援を行い、事業所及び外国人労働者双方にとって望ましい環境整備を促進してまいります。</p>
16	<p>技能実習制度から、育成就労制度に移行しても、外国人労働者は日本人労働者に比して労働者としての権利においてなお不十分な状態に置かれている。</p> <p>この問題の改善について尼崎市行政が果たすべき役割・責務について、その権限の限りにおいてはあれ、明確にするべきである。単に関係者を「支援」すれば済む問題ではない。</p>	1	<p>[すでに盛り込み済み]</p> <p>P18 の「ア 働きやすい環境の創出」に記載のとおり、本市が果たすべき役割・責務につきましては、企業が負う責務や負担を軽減するために必要な支援を行い、外国人労働者と日本人労働者とがお互いの人権を尊重する共生社会を実現することと理解しております。</p> <p>それを踏まえたうえで、令和5年度からは「あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所」として認証する制度をスタートさせ、モデル事業所を社会に周知することで、外国人労働者にとって働きやすくやりがいのある職場環境の拡大を図っております。また、令和7年度に向けては、外国人労働者を雇用する企業への啓発を強化するとともに、企業が取り組む外国人労働者への日本語教育や資格取得への支援の拡大を計画しております。</p> <p>引き続き、刻々と変化する雇用情勢に応じた適切な雇用・就労支援を実施してまいります。</p>

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
17	<p>電車の中で、仕事に行き帰りの外国人と話すことがあるが、いくら若いと言っても、夜勤は疲れるだろうと思う。私達が眠っているときに、働いている外国人がいるなど、日本の産業を外国人の労働者が支えていると感じる。</p> <p>働く現場では、優しい先輩日本人が技術を指導してくれたらと願うとともに、そして、賃金も妥当な額であればと思う。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>様々な機会を通じて、外国人労働者の実態や課題を把握し、支援策に繋げていくことは、本市としても大切な取組であると認識しております。</p> <p>引き続き、外国人労働者が安心・安全に働ける職場環境づくりへの支援や、外国人と日本人とがお互いの人権を尊重できる共生社会を実現できるよう、関係機関と連携しながら必要な支援を行ってまいります。</p>
Ⅲ-4-(5)-ウ ボランティアの育成と活動支援			
18	<p>「尼崎市国際交流協会」など、長期継続的に当計画推進に重要な事業を担っている団体や個人に対しては、単なる「ボランティアとしての育成」や「協力」にとどまらない支援と対等のパートナーシップが必要であり、具体的には、事業への積極的な経済的人的支援などを考慮すべきである。</p> <p>市としても相応の財政的負担・または人的支援を拠出して、これらの団体・個人の事業の継続性や、質の水準を担保する義務があることを明記すべきである。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>これまでより、地域で行われている日本語ボランティアをはじめとする多くのボランティア活動は、外国籍住民の孤立化防止のほか、外国籍住民と地域住民、あるいは外国籍住民間の相互理解を促進する大切な活動となっていると認識しております。</p> <p>そうしたことから、本市では、日本語教室間の交流やボランティア間の連携促進のほか、日本語ボランティアのスキルアップ講座等の実施、地域によっては場所の提供等を行ってまいりました。</p> <p>まずは多様な支援者・団体と協力・連携し、意見交換を行う中で、どのような支援が望ましいかについて検討し、引き続き、ボランティア活動がしやすい環境整備に努めてまいります。</p>
その他			
19	<p>小学校・中学校の給食について、宗教に配慮された給食がなされていないのが現状であり、メニューによっては、食べるものに困っていたので、宗教等に配慮した給食対応をしてほしい。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>(学校給食は限られた時間内に大量に調理するため、宗教文化等によるご要望の全てにお応えすることは困難ですが、)現在、国の食品表示法で表示義務及び表示が推奨されている特定原材料等についての情報を提供することで対応しております。</p> <p>なお、令和7年度は、新たに、食物アレルギー等に関する情報を多言語に翻訳することを予定しており、今後も、安全安心な給食提供に取り組んでまいります。</p>